

○医薬分業定着促進事業の実施について

(平成三年七月二四日)

(薬発第七五〇号)

(各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生省薬務局長通知)

医薬分業は、国民医療の質的向上を図ろうとするものであり、厚生省としても従来より積極的に推進を図っているところである。

今後、医薬分業を地域に定着させるためには、各地域の実情、住民のニーズを考慮して医薬分業を進めていく必要がある。

このため、昨年度まで実施していた医薬分業推進基盤整備事業を一步進め、地域ごとに、三師会その他関係者が保健所を事務局として、医薬分業定着促進策を検討し、かつ、病院、診療所、薬局へ相互作用等の最新医薬品情報を提供していくことにより、地域ニーズにあった医薬分業の一層の定着を図るため、今般別紙「医薬分業定着促進事業実施要綱」により、事業を実施することとした。

貴職におかれては、本事業の趣旨を十分ご理解のうえ、本事業の推進に積極的に取組まれるよう特段のご配慮をお願いする。

なお、本事業実施に当たっての国庫補助については、別途送付する厚生事務次官通知「保健事業費等の国庫負担(補助)について」を参照すること。

別紙

医薬分業定着促進事業実施要綱

1 目的

この事業は、地域における医薬分業を一層推進するため、地域ごとに三師会その他関係者からなる会議を、保健所を事務局として開催し、医薬分業定着促進策を検討することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市、特別区(以下「都道府県等」という。)とする。

3 事業内容

(1) 都道府県等は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、医薬品卸、関係行政機関その他関係者からなる医薬分業定着促進の検討会(以下「医薬分業定着促進検討会」という。)を保健所を事務局として開催するものとする。

(2) 医薬分業定着促進検討会においては、次に掲げる事項に関し検討等を行うものとする。

ア 地域における医薬分業定着促進

① 医薬分業の現状把握

② 住民のニーズにあった医薬分業定着促進方策の検討等

③ 医薬分業定着促進計画の作成、実施等

イ 地域における医薬分業定着促進に必要な先進地調査

(3) 医薬分業定着促進検討会における検討内容等は、都道府県全域における医薬分業推進方策の作成に活用する。

4 経費の負担等

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、国の予算の範囲内において別に定めるところにより国庫補助を行う。

5 その他

医薬分業定着促進事業の実施については、都道府県内の各保健所間の連絡・協力体制の整備を行うほか、都道府県において関係者からなる連絡会等の設置に努めることとする。